

議案第48号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年6月10日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。